第十二条第一項中「所得でその源泉が国外にあるもの」を「国外所得金額（同項に規定する国外所得金額をいう。）」に改め、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六十九条第九項」を「第六十九条第十五項」に、「、第一項」を「第一項」に、「ついて準用」を「ついて、同法第百四十四条の二第九項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「連結所得でその源泉が国外にあるもの」を「連結国外所得金額（法人税法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額をいう。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第百四十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、当該課税事業年度の恒久的施設帰属地方法人税額（第六条第二号イ⑴に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。）のうち当該外国法人の当該課税事業年度の国外所得金額（同項に規定する国外所得金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

第十六条第一項中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十九」を「、第八十一条の十九又は第百四十四条の三」に改める。

第十七条第一項中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十第一項」を「、第八十一条の二十第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改める。

第十九条第三項中「法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に、「これらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しない」を「恒久的施設を有しない」に、「法人税法第四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を「恒久的施設を有しない外国法人」に、「同法第百三十八条第二号」を「法人税法第百三十八条第一項第四号」に、「その該当しない」を「その有しない」に改め、同条第五項中「第七十五条若しくは第七十五条の二（これらの規定を同法第百四十五条第一項」を「第七十五条（同法第百四十四条の七において準用する場合を含む。）若しくは第七十五条の二（同法第百四十四条の八」に、「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第八十一条の二十二第一項」を「、第八十一条の二十二第一項又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項」に、「第七十四条第一項の」を「第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項の」に改める。

第二十三条第一項中「又は第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「において準用する場合を含む。）」に、「提出した法人」を「提出した内国法人又は同法第百四十四条の十三第十一項の還付請求書を提出した外国法人」に、「第百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下」を「第百四十四条の十三第十二項において準用する場合を含む。以下」に、「還付所得事業年度又は」を「還付所得事業年度、」に改め、「還付所得連結事業年度」の下に「、同法第百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度」を加え、「当該法人」を「当該内国法人又は外国法人」に改め、同項ただし書中「又は同法」を「、同法」に、「欠損連結事業年度に」を「欠損連結事業年度、同法第百四十四条の十三第一項第一号に規定する欠損事業年度、同項第二号に規定する欠損事業年度又は同条第二項に規定する欠損事業年度に」に改め、同条第二項中「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の十三第十二項」に改める。

第二十四条第一号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる金額」を「に掲げる金額若しくは同法第百四十四条の六第一項第一号から第十一号まで若しくは同条第二項第一号から第五号までに掲げる金額」に改める。

（相続税法の一部改正）

第五条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四項ただし書中「五十万円未満」を「百万円以下」に改める。

第五十九条第五項中「所轄税務署長」の下に「（次項において「所轄税務署長」という。）」を加え、同条第六項中「第四項」を「第四項又は前項」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第一項又は第二項の規定及び第四項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

（登録免許税法の一部改正）

第六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項の第三欄の第三号中「の用」を「）若しくは同法第六条の三第九項（定義）に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の用」に改め、同欄に次のように加える。

四　自己の設置運営する認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地	登録免許税法の一部改正

別表第三の一の項の第四欄中「第三号」を「第四号」に改め、同表の五の二の項の第三欄の第二号中「保育所」の下に「若しくは家庭的保育事業等」を加え、同欄に次のように加える。

三　自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	登録免許税法の一部改正

別表第三の五の二の項の第四欄中「又は第二号」を「から第三号までのいずれか」に改め、同表の十の項の第三欄の第一号中「権利の取得登記」の下に「（第三号に掲げる登記を除く。）」を加え、同欄に次のように加える。

三　自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記	登録免許税法の一部改正
四　自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	登録免許税法の一部改正

別表第三の十の項の第四欄中「又は第二号」を「から第四号までのいずれか」に改め、同表の十二の項の第三欄の第三号中「保育所」の下に「若しくは家庭的保育事業等」を加え、同欄に次のように加える。

四　自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	登録免許税法の一部改正

別表第三の十二の項の第四欄中「第三号」を「第四号」に改め、同表の二十一の項の第三欄の第二号中「各種学校を」を「各種学校並びに学校法人が設置運営する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園を」に改める。